

【シンポジウム・提言】

わが国におけるスポーツ仲裁・調停の課題

森 浩 寿
(大東文化大学)

1 はじめに

2000年に日本スポーツ法学会の中にADR研究専門委員会が発足して以降、およそ一年に一度のペースで研究会を開催してきた。今回、スポーツ仲裁・調停をテーマにシンポジウムを開催することとなり、ADR研究専門委員会幹事という立場から、将来へ向けた課題というテーマを与えられた。

日本スポーツ仲裁機構の取扱い件数が少ない。設立初年度の2003年度は3件、2004年度が2件、2005年度と2006年度が1件ずつで、2007年度は0件であった。紛争がないことは喜ばしいことであるが、選手側が申し立てをしても、相手方（競技団体）が仲裁による解決に合意しなかったケースもみられる。

なぜ、このような状況なのであろうか。その理由として、そもそも、日本のスポーツ界に紛争解決という考え方が根付いていないことが指摘できる。本稿では、これまでの研究会活動を踏まえた上で、日本スポーツ仲裁機構の課題、競技団体の課題、わが国におけるスポーツADRの課題について検討を試みる。

2 ADR研究専門委員会の活動から

(1) 研究会の開催

①第1回（2000年10月24日、神奈川大学）

- ・萩原金美「スポーツADRについて」
- ・伊藤堯（日野一男）「スポーツ事故と紛争解決」
- ・森浩寿「オーストラリアにおけるスポーツ紛争処理センターの機能について」

②第2回（2002年3月15日、早稲田大学）

- ・萩原金美「スポーツADRをめぐる基本問題～司法制度改革審議会意見書に関連して」
- ・竹之下義弘「スポーツADRと法律相談・助言～ジュニアスポーツ法律アドバイザーシステムに関連して」

③第3回（2003年11月9日、早稲田大学）

- ・上柳敏郎「千葉すず仲裁事件の経験から日本のスポーツ仲裁を考える」
- ・出井直樹「スポーツADRと弁護士会の取り組み」

④第4回（2004年5月8日、岸記念体育会館）

- ・早川吉尚「JSAAとその仲裁判断について」
- ・大川宏「新仲裁法とスポーツ仲裁」

⑤第5回（2006年4月8日、岸記念体育会館）

- ・八木由里「日本馬術連盟代表選考仲裁判断とその後の対応」
- ・道垣内正人「日本スポーツ仲裁機構の方針・規則の解釈」

(2) これまでの議論からスポーツ仲裁・調停の将来の課題

第4回の研究会からは、日本オリンピック委員会（JOC）ならびに日本体育協会加盟の競技団体に対して研究会の開催案内を送付し、参加を呼びかけた。なぜなら、各種規則を定めるのも、それに基づいて処分を決定するのも団体の専権事項であり、すなわち自治の問題である。したがって、そこに発生する紛争をどう解決するか、スポーツADRはどうあるべきかについて考えるに当たっては、当事者である競技団体にも研究会に加わっ

ていただかなければならないと考えたからであった。実際、第4回・第5回研究会では、各回4～5団体が参加された。

研究会での議論を通じて、団体が紛争解決をどう考えているか、日本スポーツ仲裁機構（JSAA）をどのように評価しているか、さらには問題点などについて知ることができた。

具体的には、千葉すず事件におけるCASの仲裁判断以降、水泳連盟が代表選考基準を事前に明確に公表するようになった点、また、馬術連盟でも、自分たちの代表選考に問題があったのかどうかについて第三者の判断を仰いだ点は評価されるものであろう。

他方で、JSAAは、各団体に対して、理事会決議や定款、規則、規程等により、当該団体のなした決定に対する不服について競技者等がJSAAの「スポーツ仲裁規則」に基づいて仲裁申し立てを行った場合、スポーツ仲裁を利用して紛争解決を行う旨の仲裁条項を採択するよう求めているが、JOC加盟・準加盟54団体の内、採択済みは24団体にとどまっている⁽¹⁾。実際に、競技者等から申し立てがあっても、団体の合意が得られないケースが発生している。

以上から、スポーツ仲裁・調停の将来の課題として、競技団体の自治とは、そして処分手続のあり方についての二点を取り上げる。

3 Jリーグ・我那覇選手ドーピング問題

(1) 事実関係

2007年4月、サッカーJリーグ・川崎フロンターレ所属の我那覇和樹選手がチームドクターから受けた「静脈注射」が、我那覇選手の健康状態に対して緊急かつ合理的な医療行為とは認められないとして、ドーピング違反と認定され、出場停止処分が下された。これに対して、当該行為を施したチームドクターが、日本スポーツ仲裁機構（JSAA）に対して処分の取り消しを求める仲裁申し立てを行ったが、Jリーグは、「当事者であるJリーグ、川崎、我那覇の間で解決済み」という理由から、申し立てに合意しなかった^(注1)。

【Jリーグ・ドーピング禁止規程】

第2条（ドーピングの定義）

①本規程においてドーピングとは、世界アンチ・ドーピング機構（以下「WADA」という）および国際サッカー連盟（以下「FIFA」という）に規定されている内容と同一の定義とする。

第5条（罰則）

①アンチ・ドーピング特別委員会は、ドーピングコントロール委員会が陽性と認定した選手（禁止物質が検出された場合または禁止方法に抵触する行為を行った場合）およびドーピングテストを拒絶した選手に対し、理事会の承認に基づき、制裁を科すことができる。

(2) WADA規程との関係

Jリーグでは、WADAおよびFIFAの規程に基づいてドーピングの判断が行われる（Jリーグ・ドーピング禁止規程第2条）。

ところで、静脈注射を施したドクターは、JSAAに仲裁を申し立てた際に、その理由として「(i)「正当な医療行為」としての静脈注射に申請は不要、(ii)「正当な医療行為」は現場の医師の判断に委ねられる」というWADAの規程を上げていた。WADA規程の2006年版禁止リストによれば、「正当かつ緊急性のある治療行為以外の静脈注射を禁止」としていたが、2007年版からは、治療目的のための正当な静脈注射は、現場の医師の判断に任せるべきとして、「緊急性」の文言が削除されていた。

そして、ドクター側が、日本アンチドーピング機構（JADA）にこの点に関する見解を求めたところ、JADAは、このケースがWADA規程に違反しない旨の判断を示した。これを受けて、Jリーグは規定解釈を変更し、静脈注射を含めて正当な医療行為かどうかの判断は現場の医師に一任し、事前の認可申請は不要とする文書を各クラブに通達した⁽²⁾。

前述のとおり、Jリーグの規程では、WADAの規程に基づいてドーピングの判断がなされるが、この我那覇選手の問題では、Jリーグは、一体何を根拠として判断を下したのだろうか。

